

# 令和8年度 私立学校省エネ設備等導入事業費 助成事業のしおり



1	助成事業の概要	.....P1
2	提出書類	.....P5
3	Q & A	.....P9
4	助成金交付要綱	.....P20

※申請書の様式は、財団HPからダウンロードしてください。

私学財団 様式集 検索

## 《提出・問い合わせ先》

(公財)東京都私学財団 振興部振興課 省エネ設備等導入事業費助成金担当宛

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 11階

TEL:03-5206-7923 振興課専用アドレス:shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp

※対象となる経費についての確認など、ご申請の前に「個別事前相談」を実施しております。  
円滑なご申請をいただくため、ご不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

# ＜＜ 助成事業の概要 ＞＞

私立学校省エネ設備等導入事業費助成事業は・・・  
私立学校におけるCO2削減・消費電力削減のための取り組みを支援するため、私立学校が省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備を導入する経費の一部を助成する事業です。



## 1 助成対象学種

都内の私立幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校(高等課程)

注意：幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援法第19第1項第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子ども(いわゆる「1号認定子ども」)が日常的に使用する施設等に係る経費のみが対象

## 2 助成対象事業

令和8年度より追加！

クール・ネット東京(※1)による省エネ診断・省エネコンサルティングまたは、補助事業者(※2)による省エネ診断を受診し、提案された改善内容(設備改善提案)を踏まえて、既存の校舎等に省エネ設備等を導入する事業

※1 (公財)東京都環境公社が設置する「東京都地球温暖化防止活動推進センター」

※2 経済産業省資源エネルギー庁が実施する事業における補助事業者(Q&A5参照)

省エネ法(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律)に定める特定事業者(大規模事業所)に該当する私立学校が上記の診断の対象とならない場合は、別途省エネ診断報告書に相当する書類等をご提出いただきます。詳細は、(公財)東京都私学財団振興部振興課へお問合せください。(Q&A46参照)

## 3 助成金の種類

⇒ ①・②二つの助成金を同時に申請できます。



### ① 空調設備導入費助成金

- ・ 電力消費の多い従来型エアコン ▫ インバータエアコン等の高効率空調設備への更新
- ・ 旧型のボイラ・冷温水機・変圧器 ▫ 高効率ボイラ・高効率冷温水機・高効率変圧器への更新

### ② LED等導入費助成金

- ・ 従来型蛍光灯等 ▫ H型蛍光灯、LED蛍光灯等の節電効果の高い照明器具への更新
- ・ 太陽光発電設備の新規設置
- ・ 窓ガラスへの遮熱・断熱フィルムの設置
- ・ 高性能ガラス等への更新工事
- ・ 節水型トイレへの更新
- ・ 省エネ効果のあるエレベーターへの更新工事 など



## 4 助成対象経費



- ① 設計費……助成事業の実施に必要な設計に要する経費
- ② 設備費……助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等の購入、設置・据付等に要する経費  
(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
- ③ 工事費……助成事業の実施に必要な工事に要する経費  
(ただし、既存学校施設等の改修費等に相当するものを除く。)
- ④ 運搬費……助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等に係る運搬搬入費
- ⑤ 撤去・処分費……助成事業の実施により発生した既存設備等の撤去・処分に要する経費
- ⑥ その他経費……本助成事業の実施に際し、特に必要と認められる経費

## 5 主な助成対象外経費



- ① 既存の校舎等に省エネ設備等を導入する事業と認められない事業  
例) 校舎等の新改増築に係る事業
  - ・単なる物品購入(工事を伴わない、従来型蛍光灯等からLED蛍光灯への取替え等)にとどまる事業
  - ・省エネ効果の無い事業(消費電力の増加する事業)
  - ・全量買取制度(全量配線)による太陽光発電設備導入事業(Q&A25参照)
- ② 書類申請費、書類作成費
- ③ アスベスト調査費、PCB 調査費  
※調査の過程でアスベストや PCB が発見され、やむを得ず撤去・処理する場合の撤去費・処理費は対象
- ④ 道路使用許可申請費、電力会社申請費、官庁手続費
- ⑤ 塗装費(室外機などに系統や室名を表示するための費用など、特に必要と認められない工事費)
- ⑥ 修繕費
- ⑦ 保険料
- ⑧ その他、現場での省エネ機器設置にあたり、直接必要であると認められない経費

## 6 助成内容

⇒ ①・②二つの助成金を同時に申請できます。



### ① 空調設備導入費助成金

助成対象経費 限度額	5,000万円 / 校 ※上記の金額を超える大規模な工事等の場合：1億円 / 校
助成率	対象経費の3分の2以内 ※国庫補助対策事業等については、国庫補助等を含めて3分の2以内

### ② LED等導入費助成金

助成対象経費 限度額	1,500万円 / 校
助成率	対象経費の3分の2以内 ※国庫補助対策事業等については、国庫補助等を含めて3分の2以内

## 7 助成対象事業の実施時期・時系列



契約から支払いまでが、令和8年4月1日から令和9年1月31日までに完了するもの

### 【事業の流れ】

**時系列厳守！**

省エネ診断



見積書取得(三者以上) ※公正な比較検討にて業者選定



契約

令和8年4月1日以降



工事着手

※工事着手前に申請予定の更新前機器のすべての写真を撮影してください。



工事完了



工事完了届 (業者から学校への完了報告書)



検査調書 (学校の工事完了確認)



請求書



支払い

令和9年1月31日まで

~~見積  
↓  
省エネ診断~~

~~請求書 ↓ 工事完了届  
↓ ↓  
工事完了届 ↓ 請求  
↓ ↓  
検査調書 ↓ 検査調書~~

## 8 申請

**※ 契約日により  
申請期間が異なる点に注意！**

### (1) 申請受付期間

第1回—令和8年7月31日までの契約

令和8年7月1日(水)～9月4日(金) 消印有効

第2回—令和8年10月31日までの契約

令和8年10月1日(木)～10月31日(土) 消印有効

※期間内に設置者でとりまとめて1度のみご申請ください。

※複数事業で契約が第1回と第2回に分かれる場合は、まとめて第2回にご申請ください。(Q&A43参照)

### (2) 提出先 ( 郵送またはオンライン※にてご提出ください )

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

(公財)東京都私学財団 振興部振興課 省エネ設備等導入事業費助成金担当宛 Tel:03-5206-7923

※オンライン(J グランツ)申請については、東京都私学財団ホームページ内、助成事業

([https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school\\_index/sch\\_josei/](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school_index/sch_josei/))にてご案内いたします。

## 9年間スケジュール

### 申請

(学校⇒財団)

◆**第1回**—令和8年7月31日までの契約  
令和8年7月1日(水)～9月4日(金) 消印有効

◆**第2回**—令和8年10月31日までの契約  
令和8年10月1日(木)～10月31日(土) 消印有効

※期間内に設置者でとりまとめて1度のみご申請ください。

※申請書類の早期提出に、ご協力をお願いいたします。  
締切後の提出は受け付けられませんのでご注意ください。  
第1回申請期間分を第2回申請期間に申請することは出来ません。

(財団審査期間中)

- 空調設備導入費助成金に係る大規模な工事等に該当する場合は、工事内容の妥当性等について、専門機関への確認を行う予定です。  
ご申請者様には、追加資料のご作成を依頼いたします。(12月中旬頃予定)
- 申請後に事業計画に変更が生じた場合、至急財団へ連絡してください。  
※軽微なものであっても、判明次第早急にご連絡ください。
- 審査状況により、申請書類や申請内容についてメールまたは電話にて、確認のご連絡をさせていただく場合があります。

### 交付決定

(財団⇒学校)

令和9年1月下旬(予定)

令和9年1月31日(日)までに対象事業完了

### 実績報告

(学校⇒財団)

令和9年2月1日(月)～2月12日(金) 必着

(財団審査期間中)

- 審査状況により、申請書類や申請内容についてメールまたは電話にて連絡させていただく場合があります。

### 交付確定

(財団⇒学校)

令和9年3月下旬(予定)

### 助成金交付

(財団⇒学校)

令和9年3月下旬

※消費税に係る報告 令和9年7月末まで  
会計年度(令和8年度)終了後、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定次第、提出いただくことになります。  
申告義務がない場合も含め、全申請者が報告書を提出する必要があります。  
詳しくは、助成金交付決定(確定)時に提出方法、様式等をお知らせする予定です。

随  
時  
、  
現  
地  
調  
査  
実  
施

## 《2 提出書類》

### 助成金交付申請時

◆第1回：7月1日～9月4日

◆第2回：10月1日～10月31日

※契約日によって申請期間が異なります。  
必ず該当する申請期間に申請してください。  
（「8 申請」参照）

- 提出書類のうち、(写)とないものは原本を提出してください。
- オンライン申請については、申請画面上の指定通りにご準備・ご提出ください。
- 申請書類は本年度の様式を使用し、必要書類一式がすべて揃った内容・状態を確認の上、保管用の写しを取り、設置者でまとめて一度にご申請願います。
- 書類の取りまとめはクリップ止め等がかまいません。ファイリングや提出書類ごとのタイトル用紙の挟み込み、インデックスの貼り付け、一枚ごとのクリアファイルへの差し込み等はしないでください。

	必要書類	作成方法・注意事項など <b>※必ず下記項目を確認してからご提出ください！！</b>
1	交付申請書 (交付申請1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■作成方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者ごとに作成(設置者名で登録印鑑を押印※)</li> <li>・一枚のみ提出(同一法人で複数の学校・園の申請をする場合、交付申請書は一枚にまとめて記載し、すべての書類を同封して郵送※)</li> </ul> </li> <li>■注意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者名および連絡先には、申請書類の内容に対応できる方を記入</li> </ul> </li> </ul> <p>※オンライン申請の場合押印不要。 提出方法は画面上の指示の通り(郵送とデータ送付の両方が必要な資料あり)。</p>
2	学校別事業計画書 (交付申請2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■作成方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・園ごとに作成</li> </ul> </li> <li>■注意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>按分が必要な場合や、他の補助金も受けている場合、金額に注意。</li> <li>按分する場合、根拠資料を必ず添付すること。</li> </ul> </li> </ul>
3	採択理由書、確認事項 (交付申請3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■注意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者以上の見積合わせや入札の公正な比較検討をした情報等を全て記入</li> <li>・必要な確認事項について、チェックを入れる</li> </ul> </li> </ul>
4	見積書(写) 【三者以上】 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>■注意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>同一条件(仕様)による三者以上の見積書(Q&amp;A36参照)が必要</li> <li>・単価、数量、型式等の明細がわかるもの</li> <li>・採択業者の見積書表紙には「採択」と朱書き</li> <li>・採択見積に助成対象外経費を含む場合は、助成対象を明示し、助成対象経費と助成対象外経費の各合計額を記載すること。不採択見積においては不要。</li> </ul> </li> </ul>
5	契約書(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■注意事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>注文書(写)及び注文請書(写)のセットでも可</li> </ul> </li> </ul>

6	工程表	<p>■<b>注意事項</b>  設計・工事の契約から代金支払いまでが令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に行われることがわかるものであること</p>
7	設備等の仕様書 ※	<p>■<b>注意事項</b>  導入する省エネ設備・機器について、種類や型式、能力、消費電力等がわかる書類（パンフレットやカタログ等該当ページの写し）</p>
8	設備等の導入計画図面 ※	<p>■<b>注意事項</b>  校舎のどこに設置されるかが分かる図面及び配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面上で省エネ設備の設置状況(位置及び型番)を<u>正確に確認できるもの</u></li> <li>・ 一箇所に多数設置されているために配置が確認しづらい場合は、拡大図にするなどし、一台一台の設置場所を<u>確認できるようにすること</u></li> <li>・ 契約内容(見積書明細等)と一致していること</li> <li>・ 空調設備の場合、室外機と室内機共に、設置場所を記載すること</li> </ul>
9	省エネ診断報告書(写) ※	<p>■<b>注意事項</b>  クール・ネット東京(※1)が省エネ診断・省エネコンサルティングの結果として作成したものまたは、補助事業者(※2)が省エネ診断の結果として作成したもの(着工日前概ね3年以内のもの)を、<b>両面コピーで全てのページ</b></p> <p>※1 (公財)東京都環境公社が設置する「東京都地球温暖化防止活動推進センター」  ※2 経済産業省資源エネルギー庁が実施する事業における補助事業者(Q&amp;A5 参照)</p>
10	省エネ効果証明資料 (CO2削減効果・電力または燃料削減効果が産出されることを示す計算根拠資料) ※	<p>■<b>提出資料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①更新工事等による省エネ効果(CO2削減効果・電力または燃料削減効果)を確認できる証明書(Q&amp;A39参照、財団ホームページに<b>参考様式あり</b>)  +</li> <li>②上記の根拠資料(計算中の定格消費電力等が確認できる仕様書等)</li> </ol> <p>■<b>作成方法</b>  施工業者にて作成。施工業者名(作成業者名)および、作成日の記載が必要。  <b>※原本を提出</b></p> <p>■<b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機器ごとに更新前後の省エネ効果を比較すること</u>(Q&amp;A40参照)</li> <li>・ <u>申請している省エネ機器の全種類、全台数について記載すること</u>  (※申請していない機器については記載不要)</li> <li>・ <u>更新前機器の定格消費電力(燃料)</u>  →<u>省エネ診断報告書に記載の数値を用いて算出すること</u>  (診断書に記載のない機器は、機器仕様書の定格消費電力(燃料)の数値を用いること)</li> <li>・ <u>更新後機器の定格消費電力(燃料)</u>  →<u>機器の仕様書に記載の数値を用いて算出すること</u></li> <li>・ 空調などの冷暖房機能をもつ省エネ機器の場合  →<b>冷暖平均</b>の省エネ効果を算出すること  ※冷房と暖房のそれぞれで比較することは、原則不可。</li> <li>・ LEDの省エネ効果  →省エネ効果とは関係のない器具などの部品については、<u>記載しないこと</u></li> </ul>

11	助成金区分①空調設備導入費 助成金で、大規模な工事等に該当する場合  ①理由・経緯等の説明書  ②更新工事分析表	<b>■提出資料</b> 空調設備の更新について、助成対象経費が5,000万円を超える大規模工事に該当する場合、下記2つの書類を必ずご提出ください。  ①助成対象経費が5,000万円を超えた理由・経緯等の説明書 ・書類作成日、学校名、対象事業名、書類作成者職名、氏名を含めて作成すること ・高額となった理由について、工事内容や規模を根拠にやむを得ないことを説明すること(Q&A42参照、様式任意) + ②更新工事分析表 ・申請書類審査後、改めて作成依頼・書式送付予定(11月下旬予定)
12	印鑑証明書(設置者)	<b>■注意事項</b> 申請日前3か月以内に発行のもの ※オンライン申請の場合、不要
13	提出書類確認書(申請)	<b>■注意事項</b> 1~12までの全ての書類について最終確認のうえ、提出すること
14	その他	必要に応じて財団から依頼した書類

※「見積書」、「仕様書」、「図面」、「省エネ診断報告書」、「省エネ効果証明資料」については、申請するすべての省エネ機器に対して、各書類間で共通の通し番号、名称、表記等を振っていただき、審査で照合できるようにしてください。記載がない場合、再提出いただく場合があります。  
 書類間共通の通し番号の振り方や、その他注意点等について、当財団HPに掲載の動画でもご説明しておりますので、ご確認ください。[\(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school\\_index/sch\\_josei/\)](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school_index/sch_josei/)

## 実績報告時 (2月1日~2月12日)

	必要書類	作成方法・注意事項など <b>※必ず下記項目を確認してからご提出ください！！</b>
1	実績報告書 【実績報告1】(様式第6号)	<b>■作成方法</b> ・設置者ごとに作成(設置者名で登録印鑑を押印※) ・一枚のみ提出(同一法人で複数の学校・園の申請をする場合、交付申請書は一枚にまとめて記載し、すべての書類を同封して郵送※)  ※オンライン申請の場合押印不要。 提出方法は画面上の指示の通り(郵送とデータ送付の両方が必要な資料あり)。
2	学校別実績報告書 【実績報告2】(様式第6号別紙)	<b>■作成方法</b> 学校・園ごとに作成

3	工事完了届(写)	<p>■<u>注意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の完了日がわかるもの</li> <li>・ <b>受注者</b>が発注者に対して報告したもの</li> </ul>
4	検査調書(写)	<p>■<u>注意事項</u></p> <p>工事が契約書・工事完了届の内容と相違なく実施されたことを<b>発注者</b>が確認したもの(様式例参照)</p>
5	請求書(写)	<p>■<u>注意事項</u></p> <p>契約内容以外の経費が含まれる場合は、その金額を確認できる契約書や納品書等の写しを添付すること</p>
6	領収書(写)	<p>■<u>注意事項</u></p> <p>契約内容以外の経費が含まれる場合は、その金額を確認できる契約書や納品書、請求書等の写しを添付すること</p>
7	設備等導入「前後の」写真 ※「更新前機器のすべて」、 「更新後機器のすべて」が必要	<p>■<u>注意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付決定された<b>すべての省エネ機器の更新前後</b>の写真を添付すること</li> <li>・ 更新前後で同じ場所、同じアングルから撮影された写真であること</li> <li>・ 撮影場所および日時、導入前または導入後のいずれであるかを明記し、更新前後が比較できるようまとめること (申請時に提出された図面と照合するため、図面上のどの場所に設置した機器の写真であるかがわかるように記載してください。)</li> <li>・ 複数の部屋(場所)に同様の更新工事をする場合であっても全室全景写真を撮影すること(同じ台数、同じ型番の省エネ機器を設置した複数の部屋がある場合も、すべての部屋の更新前後の写真を提出すること)</li> <li>・ A4サイズの紙面にて提出すること(同一ページ内に複数枚の写真を掲載していただいて構いません。)</li> <li>・ 複数台が写真一枚に納まる場合、機器ごとの写真でなくても構わないが、すべての機器の更新前後が確認できるよう提出すること</li> <li>・ 工事の経過写真は不要</li> </ul>
8	助成金交付請求書兼 振込口座指定通知書 (様式第8号)	<p>■<u>注意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印鑑は<b>印鑑証明登録印</b>を使用すること</li> <li>・ 口座名義人(カタカナ)は、必ず預金通帳等の表紙裏面記載のカナ口座名義人名を確認の上、転記すること</li> </ul>
9	提出書類確認書(実績報告)	<p>■<u>注意事項</u></p> <p>1~8までの全ての書類について最終確認のうえ、提出すること</p>
10	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	<p>■<u>注意事項</u></p> <p>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書については、助成金交付決定(確定)時に提出方法、様式等をお知らせする予定です。</p>



## 《3 Q&A》

No	分類	質問	回答
1	対象事業	助成対象となるのはどのような事業ですか。	<p>①クール・ネット東京による省エネ診断・省エネコンサルティングまたは、経産省が実施する事業の補助事業者(Q&amp;A5参照)による省エネ診断を受診する</p> <p>②診断報告書において、「機器を更新することで省エネ効果が得られる」という提案を受ける</p> <p>③当該提案に基づいて省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の全部又は一部を既存の校舎・体育館等に導入する</p> <p>上記①～③を順番通りにすべて満たす事業が、助成対象となる可能性があるものです。</p> <p>省エネ診断報告書では、設備の更新を提案するものほか、機器の使用法の改善に関する提案(電気をこまめに消す等)が記載される場合があります。後者は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>※省エネ診断については、Q&amp;A5以降にも記載がございますので、必ずご確認ください。</p>
2	対象経費 (実施期間)	<u>前年度に契約した</u> 設計費、設備費及び工事費についても助成対象となりますか。	前年度に契約したものは、前年度に整備の着手をしたものとみなされるため、対象となりません。
3	対象経費 (実施期間)	<u>前年度に見積もり</u> を取得した設計費、設備費及び工事費についても助成対象となりますか。	見積もりが前年度日付のものであっても、 <u>契約が今年度であれば</u> 対象となります。 ただし、 <u>前年度に見積取得及び契約をしたものは</u> 対象となりませんのでご注意ください。 ※しおり3ページの「7 助成対象事業の実施時期・時系列」も必ずご確認ください。
4	対象経費 (実施期間)	交付決定前に契約、着工しても構いませんか。	助成金交付年度の4月1日から翌年1月31日までに実施された事業が対象ですので、交付決定前に契約・着工した場合も対象となります。 ただし、省エネ診断を受診せずに実施された事業は対象外となります。



5	対象事業 (省エネ診断)	本事業の申請に必要な省エネ診断は、どこに申込みをしなければいけませんか。	<p>クール・ネット東京による省エネ診断・省エネコンサルティングまたは、補助事業者による省エネ診断のいずれかを受診する必要があります。</p> <p>なお、令和8年度の補助事業者については、下記HPでご確認ください。</p> <p>HP：<a href="https://shoeshindan.jp/">https://shoeshindan.jp/</a></p> <p>※診断の種類は、「ウォークスルー診断」をお選びください。</p> <p>※令和8年度補助事業者(有料)については、随時決定・公表される予定です。</p>
6	対象事業 (省エネ診断)	省エネコンサルティングとは何ですか。	<p>クール・ネット東京が実施する事業のひとつであり、本助成事業の申請前に必要な専門機関による調査およびアドバイスとしてご利用いただけるもののうちのひとつです。令和8年度より追加となりました。</p> <p>事業の内容は、クール・ネット東京が東京都地球温暖化対策ビジネス事業者を紹介し、ビジネス事業者の専門的強みを生かした脱炭素化に向けたコンサルティングを実施するものです。無料で受けることができます。</p> <p>省エネ診断は例年混雑しているため、省エネコンサルティングのご活用もご検討ください。</p>
7	対象事業 (省エネ診断)	過去にクール・ネット東京の省エネ診断を受診しましたが、今年度の申請に使うことはできるでしょうか。	<p><b><u>省エネ診断報告書の有効期限は、発行日から起算し3年後の年度末まで</u></b>となります。</p> <p>つまり、本年度の申請においては、<u>発行日</u>が2023年4月以降のものであれば、有効です。</p> <p>有効期限内の報告書がない場合、改めて省エネ診断を受診してください。</p>
8	交付対象 (省エネ診断)	省エネ診断を受診したく、省エネ診断実施者に問い合わせたところ、「申し込み数が多いため、2~3か月程度お待ちください。」と言われました。夏休みに工事をしたいので、診断を待てないのですが、診断なしで進めてもいいでしょうか。	<p>本助成金に申請する場合は、必ず省エネ診を受診してください。省エネ診断を受けずに進められた事業については一切対象となりません。(参考Q&amp;A1)</p> <p>近年、各事業者の省エネ意識の高まりにより、窓口が大変混雑していると伺っております。省エネ設備の導入計画は早期にご検討いただき、省エネ診断のお申込みには十分な余裕をもっていただくようお願いいたします。</p>
9	交付対象 (省エネ診断)	省エネ診断で提案された改善内容とは異なる設備等を導入したい場合、その経費は助成対象となりますか。	<p>省エネ診断報告書の「設備改善」として提案された機器と比較し、<b><u>同等能力の設備更新・工事</u></b>に相当するとみなされ得るものであり、かつ更新工事の結果、省エネ効果が得られる場合、対象となります。</p>

10	交付対象 (省エネ診断)	省エネ診断で提案された改善内容に記載された場所以外への設備更新、または記載された数量以上の設備更新をした場合、助成対象となりますか。	省エネ診断書の改善提案に補足説明(「本提案の機器リストは代表的な設置箇所及び台数について記載しており、貴事業所全体において、その他の効率の悪い機器等があった場合は、当該機器を交換することにより省エネ効果が得られる」)の記載があり、かつ更新工事を行い、省エネ効果がある場合、対象となります。
11	交付対象 (設置者不在)	設置者が不在となっている学校・園についても、本助成金の対象となりますか。	本助成金の交付対象者は、他の助成金と同様に、「都内に私立学校を設置するもの(※設置者)」となっています。そのため、設置者が不在の場合は、本助成金の交付対象にはなりません。
12	交付対象 (幼保連携型認定こども園)	幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法第19第1項第1号に定める満3歳以上の小学校就学前子ども(以下、「1号認定子ども」という。)以外の子ども(同項2号・3号認定など)も使用する共用部分で事業を実施した場合、助成対象経費はどのように特定すればよいでしょうか。	本助成金は、1号認定子どもが日常的に使用する施設や施設の一部等に係る経費のみが対象となり、2号・3号認定子どもが使用する施設等については対象外です。 そのため、2号・3号認定子どもと施設等を共用する事業を申請する場合は、合理的な按分方法(定員の割合、使用時間数、占有面積など)により、1号認定子どもに係る経費を特定・抽出してください。 なお、ご申請の際は助成対象経費の計算過程が確認できる資料及び、按分方法の根拠を示す資料をご提出ください。
13	交付対象 (専修学校)	高等課程を設置する専修学校において、他の課程(専門課程、一般課程)との共有施設等における助成対象事業の場合、対象経費はどのように特定すればよいでしょうか。	高等課程部分を明確に特定できる場合を除き、生徒数や床面積など、合理的な基準で按分することで対象経費を特定してください。ご申請の際は、按分方法の根拠となる資料も併せてご提出ください。
14	対象経費 (対象施設)	省エネ診断を受けた校舎の中にある職員室や機械室についてもLEDの更新工事を行いました。省エネ効果は証明できますが、授業を実施しない部屋への更新工事でも対象となりますか。	対象となります。生徒や園児が教育のために通年使用する教育施設であり、省エネ診断を受けている場合、このような校舎内の省エネ機器の更新工事は、設置された部屋の用途を問わず対象となります。 ただし、法人本部等は教育施設には該当しないため、対象とはなりません。 判断が難しい場合はご相談ください。
15	交付対象 (対象施設)	通常使用している校舎や園舎とは離れた位置に存在する校外(園外)施設(教育活動のために利用)についても、省エネ診断に基づき省エネ設備等を導入すれば、助成対象となりますか。	生徒や園児が教育のために通年使用する教育施設の場合は、助成対象となります。 一方で、部活動等の課外活動を中心に使用される施設と考えられる場合は、助成対象とはなりません。 校外施設に係る申請をご検討されている場合は、一度財団までご相談ください。

16	交付対象 (国庫補助等)	国又は他の地方公共団体等から補助金を受けている場合も、助成対象となりますか。	助成対象となりますが、国又は他の地方公共団体等の補助対象となった事業については、財団の助成対象経費の2/3の金額から国又は他地方公共団体等の補助金額(うち、財団と対象経費が重複している部分の金額)を差し引いた額が財団の助成金額となります。
17	対象経費 (事業内容)	実施した事業が、助成対象とならない場合もあるのですか。	あります。省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備導入に必要な経費(設計費、設備費、工事費等)のみが対象です。 <b><u>CO2削減効果・消費電力削減効果が得られない更新工事、省エネ設備導入とは直接関係のない経費、設備点検などの維持管理・修繕費等は助成対象にはなりません。</u></b> また全量買取(全量配線)による太陽光発電設備導入事業も対象外となります。
18	対象経費 (事業内容)	新築、増築、改築の場合も助成対象となりますか。	助成対象とはなりません。既存の校舎・体育館等に設置済の省エネルギー設備の更新及び、既存の校舎等に再生可能エネルギー設備を導入する場合のみ、助成対象です。
19	対象経費 (事業内容)	機器の取付等を業者に頼まず、自前で行うことは可能ですか。	施工業者等を必要としない単なる物品購入は、助成対象外です。(例：LED管のみ専門業者から調達し、管球の交換作業を学校側で行う場合など)
20	対象経費 (空調)	空調設備の更新に伴いデマンド制御装置を設置します。どのようなものが助成対象となりますか。	助成対象となるのは、以下3つの条件を満たすものです。 ①省エネ診断報告書において導入の提案あり ②エネルギーの使用を制御する機能あり ③空調設備の更新に伴う導入である ※②について、エネルギー利用量を把握する機能のみの場合は省エネ効果に直接的に寄与していないため、対象外です。 なお、 <u>既存のデマンド制御装置が、空調を更新したことにより使用できなくなり、やむを得ず更新工事をするための費用は対象となります。</u> その際は、省エネ機器と同様に実績報告時に導入前後の写真の提出が必要になります。撮影忘れのないようご注意ください。
21	対象経費 (LED)	LED電球への単なる交換は助成対象となりますか。	工事等を伴わない単なるLED電球への交換は、単なる物品購入と同様であるため、助成対象とはなりません。なお、工事を必要としないLED電球への交換を施工業者が行ったとしても対象外です。

22	対象経費 (LED)	現在、天吊り型の照明について、省エネ効果のあるLEDへ更新する際に、埋込型にしたいと考えています。この場合、対象となりますか。	対象となります。同等能力のLEDへの更新であり、省エネ効果がある場合、通常考えられる形状の変更については対象となります。ただし、特別に意匠に凝ったものへ変更する場合は対象とならない可能性もありますのでご注意ください。
23	対象経費 (LED)	校舎の非常灯の更新を行いますか助成対象となりますか。	省エネ診断で設備改善として提案された場合は、助成対象となります。
24	対象経費 (太陽光発電)	太陽光発電設置に伴う防水工事や蓄電池設置工事は対象となりますか。	太陽光発電設置のために最低限必要な防水工事のみ対象となります。太陽光発電を設置するタイミングに合わせて、建物の老朽化等が原因と考えられる雨漏り対策のための大規模な防水工事を実施しても、対象とはなりません。また、蓄電池設置工事は省エネ対策とは目的が異なるため、原則として対象とはなりません。
25	対象経費 (太陽光発電)	売電は可能ですか。また、売メーター等の設置費用は助成対象となりますか。	余剰買取(余剰配線)の場合、問題ありません。全量買取(全量配線)は対象外ですので、ご注意ください。 (※工事完了後に電力会社との契約内容がわかる書類等を確認させていただく場合があります。) また、売電メーター等、設備導入に最低限必要な経費は助成対象となります。
26	対象経費 (トイレ)	トイレを空間ごと全面的に改修しようと考えています。設備が全体的に老朽化しているため、便器だけでなく、床や壁、個室等も改修予定です。本事業で対象となるのはどのような経費でしょうか。	対象となるのは、省エネ診断で提案された内容です。老朽化に対する工事は、原則対象外となります。 節水型トイレへの更新は対象ですが、便器(タンク含む)の入口から出口までとなります。その他の範囲(例えば個室の改修や給排水管等)については、原則対象外です。 自動水栓の更新も対象ですが、この場合も水栓のみが対象であり、洗面ボウル等は対象外です。 ただし、更新後のトイレを利用するためにやむを得ない工事等は対象となる場合もございますので、詳細は財団までお問い合わせください。事前相談にてより詳細なご相談を承ることも可能です。
27	対象経費 (トイレ)	洋式便器を省エネ効果(節水効果)のある洋式便器に更新する予定です。便器の取り替えだけなので、排水管の工事は必須ではないようですが、施工業者からは「排水管の劣化が進んでいるので、新しくした方がよい」と勧められています。排水管交換工事を行った場合、費用は助成対象となりますか。	省エネ機器を設置するにあたり、必要のない工事費、修繕に伴う費用は助成対象外ですので、今回の排水管の工事は対象外です。 なお、便器を更新することで排水管の位置が変わってしまうために、排水管の工事をしなければ新しい便器を利用することができないといった、やむを得ない理由がある場合は、排水管の工事費用も対象となる可能性があります。詳細は、財団までお問い合わせください。

28	対象経費 (トイレ)	ウォシュレット機能なしの洋式便器を省エネ効果のあるウォシュレット機能付き洋式トイレに更新する予定です。助成対象となりますか。	本事業では更新工事が対象となるため、オプションの新設、レベルアップは原則助成対象外となりますが、トイレのウォシュレットに関しては例外的に対象となります。
29	対象経費 (その他)	空調機の更新をしますが、劣化しているブレーカーの更新も業者に提案されました。ブレーカー更新にかかる費用は対象となりますか。	ブレーカーの購入費およびブレーカー更新にかかる工事費については原則対象外です。本事業の目的はCO2削減・消費電力削減のための取組を支援することであり、消費電力を下げるために機器を更新するので電力容量は上がらないと考えられます。したがって、ブレーカー更新の必要はないためです。 ただし、省エネ機器への更新により大幅に消費電力量が下がることで、既存のブレーカーでは対応できない場合等、劣化以外のやむを得ない事情がある際は対象となる可能性があります。
30	対象経費 (振込手数料)	代金の支払いを振込で行った際、業者のサービスにより請求金額から振込手数料分を差し引いた金額を振り込みました。 この場合、どのように申請(実績報告)したらよいですか。	業者が負担した振込手数料は値引き扱いとなるため、助成対象経費から除いて申請してください。 差引前の金額にて申請し、交付決定を受けた場合は、実績報告時に助成対象経費から除いてください。
31	対象経費 (他事業比較)	「私立学校暑さ対策促進事業費助成事業」でも空調機器や遮熱フィルム等を申請できるようですが、違いはなんですか。	主な違いは以下の通りです。詳細については各事業のしおりをご確認ください。 【省エネ】 ・助成率3分の2以内 ・省エネ診断の受診および省エネ効果の証明が必要 ・原則、機器の更新が対象 ・埋込型等の施設改修に該当する工事を伴う空調も対象となる可能性あり  【暑さ対策】 ・助成率2分の1以内 ・省エネ診断の受診や省エネ効果の証明は不要 ・更新or新規購入は問わない。 ・埋込型等の施設改修に該当する工事を伴う空調は対象外(壁掛け、床置き、可動式等は対象)  <u>同一の対象経費について、両方の助成事業に重複して申請することはできません。十分にご注意ください。</u> ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

32	申請手続 (共通経費)	助成対象となる建物を複数の学種 (例えば、中学校と高等学校)で共用 している場合、どのように申請すれ ばよいですか。	合理的な按分方法(例えば、在学生数 の割合や使用時間数、占有面積等) により、助成対象経費を共用して いる学種間に割り振って申請して ください。按分根拠となる資料も あわせて添付してください。
33	申請手続 (対象外経費)	助成対象外の工事内容も合わせ て発注してもよいのでしょうか。	発注されても構いませんが、申請 の際に対象外経費を計上しないよう ご注意ください。 対象外経費を含む見積書を交付申 請書に添付する場合は、項目の抜 き出しや、定員・面積按分等によ り、 <u>助成対象経費を明確化して</u> <u>ください</u> 。共通経費が含まれる 場合は、様式集の「共通経費按分 シート」を参考に按分してください。
34	申請手続 (設置箇所)	既存設備の位置とは別の位置に 更新機器を設置したいと考えてい ます。設置位置の変更にかかる費 用は助成対象となりますか。	当該事業は更新工事が対象のため 、原則更新前と同じ場所に設置 する場合に対象となります。機器 を使用する上で設置箇所を変更 せずとも問題がない場合、設置 位置変更にかかる費用は助成対 象外です。ただし、機器を使用 する上で設置箇所を変更せざる を得ない理由がある場合には、 助成対象となる可能性があります。
35	申請手続 (業者決定)	設備導入する場合の業者はどの ように決定すればよいでしょうか。	原則として入札や三者以上の複数 業者による見積合わせを行って ください。助成事業の実施にあ たっては、助成金の適正かつ効 率的な使用が求められるところ であり、また、助成金という性 質上、その手続の透明性を確保 することが重要です。そのため、 公正かつ客観的な基準に基づく 競争により契約の相手方及び 契約金額を決定する方法が妥当 であると考えられます。 見積先の三者については、公共 性・競争性の担保のため、親子 関係にある会社、役員等が兼務 している会社による相見積とな らないよう注意してください。 (三者以上の見積書については、 Q&A36 参照) なお、提出書類として、契約書 の写し、請求書の写し、領収書 の写し等を添付いただきます ので、必ず書面により契約関係 事務を進めていただくようお願い します。

36	申請手続 (三者見積)	<p>交付申請書提出の添付書類として、三者以上の見積書(写)がありますが、見積内容についてどのような点に注意すればよいでしょうか。</p>	<p>交付申請書提出の際、<u>同一条件で取得した三者以上の見積書</u>を添付していただきます。</p> <p>見積書の取得にあたっては、<u>文書による仕様書の提示などにより注文内容を明確にすることで、三者の提案内容に差が生じないようにしてください。設置場所(部屋数等)や機器の台数についても、異なることのないようにしてください</u></p> <p>特に、従来型蛍光灯からLED照明への更新に代表される、<u>更新箇所が多い申請内容の場合は、上記注意点を十分ご確認ください。</u></p> <p>万が一見積書が三者同一条件で取得できておらず、公平・公正な比較が行われているとは判断できない場合、当該見積書にてご申請された費用の<u>全額が対象外</u>となる可能性がありますので、ご注意ください。</p>
37	申請手続 (工事計画)	<p>学内の空調をすべて更新したく、工事規模が大きいので令和8年度と令和9年度の2年間の工事計画で進めようと考えています。</p> <p>本計画において、令和8年度に見積書取得や契約の締結を行い、令和8年度から9年度にかけて工事を実施し、令和9年度に工事が完了したら全額を支払うこととしたいのですが、この場合対象となりますか。</p>	<p>対象とはなりません。本事業で対象となるのは、契約から支払いまでが、申請年度の4月1日から1月31日までに完了するものです。</p> <p>ご申請されたい場合は、令和8年度分と令和9年度分で、工事自体を分けていただく必要があります。</p> <p>令和8年度の工事は、令和8年4月1日以降に契約し、令和9年1月31までに工事完了(※原則、契約分のすべての工事完了)かつ支払いを終えてください。</p> <p>令和9年度の工事は、令和9年4月1日以降に契約し、令和10年1月31までに工事完了かつ支払いを終えてください。</p> <p>なお、見積書の取得(三者以上、同一条件)および契約は、年度ごとに実施する必要があります。前年度と同じ業者に依頼したいために見積比較をせずに契約した場合、対象とはなりません。</p> <p>ご不明な点がございましたら、財団までお問い合わせください。</p>
38	申請手続 (消費税)	<p>消費税は助成対象経費に含まれますか。</p>	<p>助成対象経費に含まれます。税込みの金額で申請してください。</p> <p>なお、会計年度(令和8年度)終了後、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定次第、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書を提出いただくことになります。詳しくは、助成金交付決定(確定)時に提出方法、様式等をお知らせする予定です。</p>

39	申請手続 (省エネ効果 証明資料)	省エネ診断報告書の提案として「更新後の電力使用量」の記載がありますが、これで省エネ効果を証明することはできますか。または、これ以外に証明書の添付が必要ですか。	省エネ診断報告書のみでは、省エネ効果を証明することはできません。省エネ効果を証明する資料として、仕様書の定格消費電力(燃料)から計算した証明資料をご作成・ご提出ください。 省エネ診断報告書に記載の「更新後の電力使用量」は診断上の予想値となり、実際の更新機器を基に算出した値とは異なる場合があります。
40	申請手続 (省エネ効果 証明資料)	教室に設置している2種類の従来型蛍光灯を、それぞれ省エネ効果のあるLEDに更新する予定です。 施工業者が作成した省エネ効果証明資料にはLEDの種類ごとの省エネ効果は記載されておらず、教室全体のCO2削減量のみが記載されていました。教室全体でのCO2排出量は削減されており、省エネ効果があるようなので、こちらの書類を提出すればすべてのLEDが助成対象となりますか。	省エネ効果証明資料は機器ごとの省エネ効果が変わるものをご作成・ご提出ください。 申請機器全体で省エネ効果が得られていても、省エネ効果のない機器が含まれていた場合は、その機器およびその機器に係る工事費等は助成対象外となります。 ※省エネ効果証明資料の作成方法詳細については、しおり6ページをご確認ください。
41	大規模工事 (提出書類)	空調設備導入費助成金の申請において工事契約額(助成対象経費)が5,000万円を超過する大規模工事に該当する場合、申請にあたり別途提出が必要な書類等がありますか。	大規模工事に該当する場合は、以下の①②のご提出が必要です。 ①助成対象経費が5,000万円を超えた理由・経緯等の説明書 ※様式任意。申請時に提出要。 ②更新工事分析表 ※申請書類審査後、改めて作成依頼・書式送付予定
42	申請手続 (空調大規模 工事)	空調設備の更新工事を予定しており、助成対象経費が5,000万円を超えるため、理由書の提出が必要になります。記載にあたり、どのような点に注意すればよいですか。	工事の規模(校舎の規模や更新台数、大規模工事に伴う特殊工事車両の使用など)についての記載を含め、やむを得ない事情があることを記載してください。
43	申請手続 (申請期間)	設備改善事業が複数件あり、7月までの契約と10月までの契約に分かれる場合、それぞれ分けて申請すれば良いですか。 また、同一設置者で複数校ある場合、契約がそれぞれ7月までと10月までに分かれた場合も、それぞれで申請すれば良いですか。	申請内容に8月以降の契約事業が含まれる場合は、7月以前の契約事業も含めて、すべて第2回申請期間でご申請ください。 複数校で契約時期がそれぞれ分かれる場合であっても、上記の通りです。 なお、第2回申請期間に申請予定が無い場合、第1回申請期間分を第2回申請期間に申請することは出来ません。

44	申請手続 (申請方法)	オンライン(Jグランツ)申請はどのようにすれば良いですか。	<p>Jグランツを使用するためには、G ビズ ID の事前登録が必要です。G ビズ ID 未作成の設置者は、デジタル庁 G ビズ ID 未作成の設置者は、デジタル庁マニュアル(「G ビズ ID クイックマニュアル gBizID プライム編(書類郵送申請)」)を参照の上、必要書類等を準備してください。デジタル庁マニュアルは以下よりダウンロードできます。<a href="https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html">https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html</a></p> <p>Jグランツの申請 URL は、財団ホームページ内、助成事業にてご案内いたします。 <a href="https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school_index/sch_josei/">https://www.shigaku-tokyo.or.jp/school_index/sch_josei/</a></p>
45	申請手続 (契約変更)	<p>財団による審査の確定後、助成対象となった物品や工事のみを抽出して再契約することは可能ですか。</p> <p>施工業者からは当初の契約通りに工事可能と聞いていますが、本校としては対象外のものは工事を見送りたいためです。</p>	<p>不可です。申請時の見積条件が後日変更されたこととなり、当初の見積比較の有効性が失われるためです。財団審査の結果、申請内容の一部で助成対象外となったものが発生した場合であっても、ご申請時に契約した内容は原則変更しないようお願いします。</p> <p>なお、着工後にやむを得ない事情により契約変更の必要が生じた場合は、直ちに財団までご連絡ください。</p>
46	申請手続 (特定事業者 (大規模事業所))	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)に定める特定事業者(大規模事業所)に該当する場合、申請にあたってどのような書類が必要となりますか。	<p>申請にあたり、国に提出した以下の書類をご提出いただく必要があります。</p> <p>①定期報告書(写) ②中長期計画書(写)</p> <p>※<u>今年度申請する機器を含んでいるもの</u></p> <p>①②ともに受領印のあるもの(電子申請の場合は受領日の印字がある)をご提出ください。</p> <p>また、「省エネ効果証明資料」は以下の通り対応してください。</p> <p>施工業者による作成後、法人内のエネルギー管理統括者(またはエネルギー管理企画推進者)にて内容を確認し、省エネ効果があることが認められる場合、エネルギー管理統括者(またはエネルギー管理企画推進者)による署名(または押印)の上で、原本をご提出ください。</p> <p>詳細は、財団までお問合せください。</p>
47	実績報告	実績報告について、請求書や領収書に申請した事業以外の経費が含まれている場合の提出方法はどのようにすればよいですか。	申請した経費とそれ以外の経費を明確に区分できるよう、内訳のわかる記載や添付書類が必要となります。

48	工事内容 変更	工事完了後にLED照明の更新箇所を確認したところ、助成金申請時の見積書に記載の数量、型式または価格と相違があることが判明しました。どのような対応が必要ですか。	直ちに財団までご連絡ください。 必要に応じて、以下対応を行っていただく可能性があります。 ◆ <u>交付決定前</u> 変更後の助成金交付申請書類の作成・提出  ◆ <u>交付決定後</u> 事業内容の変更承認申請書類の作成・提出
49	地球温暖化 対策報告書	この助成事業の完了後、必要な提出書類はありますか。	助成事業が完了した翌年度から2年間、「地球温暖化対策報告書」を、東京都にご提出ください。本助成金の趣旨を踏まえ、必ずご提出いただく必要があります。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)により特定事業者の指定を受けている学校(園)は、この限りではありません。
50	財産処分	助成対象物の処分(除却、譲渡、抵当権設定等)を行う場合、助成金を返還する必要がありますか。	本助成金を受けて整備した施設設備を耐用年数経過前に処分する場合は、事前の承認申請が必要となります。 また、助成金の返還が必要になる場合がありますので、助成対象物の処分が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。
51	会計処理	本助成金の会計区分は何でしょうか。	事業活動収支 大科目:その他の特別収入 小科目:施設設備補助金
52	問合せ	工事内容等について学校・園には詳しい職員がいないため、工事事業者等から直接財団に問合せしてもいいですか。	工事事業者からの助成対象範囲の確認等、申請内容に直接関係するご質問には原則回答できません。学校・園の職員の方からご質問ください。

当財団では個別事前相談を実施しております。

助成対象の可否や申請方法等についてご不明な点がございましたら、契約締結前にぜひ事前相談をご活用ください。

見積書等をお持ちいただき対面でご相談いただくことで、

電話やメールによるお問合せ以上に具体的に回答できる場合もあります。



**公益財団法人東京都私学財団**  
**私立学校省エネ設備等導入事業費助成金交付要綱**

[平成28年4月1日制定]

[令和元年8月1日一部改正]

[令和3年4月1日一部改正]

[令和4年6月27日一部改正]

[令和5年3月29日一部改正]

[令和6年6月26日一部改正]

[令和7年4月1日一部改正]

[令和8年4月1日一部改正]

(趣旨)

第1条 公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第1号の規定に基づき、東京都の補助を受け、私立学校における省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（以下「省エネ設備等」という。）導入に要する経費の一部を財団が助成することにより、私立学校におけるCO<sub>2</sub>削減のための取組支援を目的とする、私立学校省エネ設備等整備費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、公益財団法人東京都私学財団助成金等交付規程（平成23年4月1日制定）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立学校」とは、私立の、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき東京都の区域内に設置することを認可された幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(助成金交付対象者)

第3条 この助成金の交付対象者は、都内に私立学校を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は設置者が次の各号に掲げるものに該当すると認められるときは、あらかじめ助成金の交付対象者から除くことができる。

- (1) 学校教育法、私立学校法（昭和24年法律第270号）、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等法令の規定に違反したとき
- (2) 私立学校法第61条に基づく収益事業の停止命令及び私立学校振興助成法第12条に基づく業務若しくは会計の報告の徴取等の所轄庁の処分違反し、又は応じないとき
- (3) 認可された寄附行為等に違反しているとき
- (4) 財団が実施する融資事業において、その償還を適正に行っていないとき
- (5) 公租公課の納付を特別の理由なく1年以上怠っているとき
- (6) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に逼迫しているとき
- (7) 学校法人及び私立学校の運営上著しく適正を欠く収入及び支出又は財産の運用があるとき
- (8) 教職員の争議行為等により教育・研究その他の私立学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき
- (9) 役員、若しくは教職員の間、若しくはこれらの者の間又は学校法人若しくは私立学校と近隣住民等の

間において、訴訟係属中その他紛争があり、学校法人及び私立学校の運営の適切な執行を期しがたいとき

(10) 会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく適正を欠いているとき

(11) 助成金の申請書等に不実の記載をしたとき

(12) 助成の目的又は決定の内容、若しくはこれに付した条件に違反したとき

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する「省エネルギー診断（省エネルギー現地アドバイスを含む。）」、「省エネコンサルティング事業」又はこれらに準ずる診断（非営利団体等が実施する省エネルギーに関する診断）を受診し、診断により提案された改善内容を踏まえて、私立学校の既存の校舎等教育施設に省エネ設備等を導入する事業（新築、改築、増築に係る事業、専門業者等の作業を要しない単なる物品購入にとどまる事業及び全量買取制度（全量配線）による太陽光発電設備導入事業は除く。）とする。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に定める特定事業者の指定を受ける私立学校が上記の診断の対象とならない場合は、省エネ法に基づき主務大臣に提出する中長期計画書及び定期報告書等の写しの提出をもって診断の受診に代えることができる。

(助成金の種類及び定義)

第5条 この助成金の種類及び定義は、次の各号とする。

(1) 空調設備導入費助成金

前条に定める省エネ設備等を導入する事業のうち、既存の空調設備を更新するために実施する事業に対する助成金

(2) LED等導入費助成金

前条に定める省エネ設備等を導入する事業のうち、前号に定めるもの以外を更新するために実施する事業に対する助成金

(助成対象経費)

第6条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる当該助成事業を行うために直接必要な経費とし、当該助成事業で使用されたことを証明できるものに限る。

ただし、次の各号の場合を除く。

(1) 第2条に規定する幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子ども以外の子どもが日常的に使用する施設等に係る経費

(2) 第2条に規定する専修学校において、高等課程以外の課程に属する生徒が使用する施設等に係る経費

(助成対象経費限度額、助成金交付限度額及び助成率)

第7条 この助成金の助成対象経費限度額、助成金交付限度額及び助成率は、助成金の種類に応じて別表2のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、国庫補助事業等の補助対象となった事業については、助成金額から助成対象経費に対応する国庫補助金等相当額を除いた額とする。

2 前項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 この助成金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。様式第1号）に、必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成対象事業の承認及び交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定に基づき申請者から提出された交付申請書の内容を審査し、適当であると認め

た助成事業について承認するとともに、予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

2 理事長は、第1項の規定により決定した結果について、申請者に対し、助成金交付決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）又は助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（交付の条件）

第10条 理事長は、前条第1項の規定により交付決定するにあたっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金は、助成事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならないこと。

(2) 助成事業は、助成金交付年度の4月1日から翌年1月31日までに完了しなければならないこと。

（交付申請の取下げ）

第11条 助成金の交付決定を受けた設置者（以下「助成事業者」という。）は、第9条に基づく助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に異議があることにより、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、通知受領の日から14日以内にその内容及び理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業者が自己の都合により交付申請を取下げるときは、その原因となる事実が発生した後速やかに、その内容及び理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

（助成事業の遂行）

第12条 助成事業者は、助成金の交付を受けて事業を遂行するために契約を締結し、支払を行うときは、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画の変更）

第13条 助成事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた後、助成事業の内容を変更しようとする場合、あらかじめ事業内容変更承認申請書（様式第4号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると認められるときは、この限りではない。

2 理事長は、前項による事業内容変更承認申請書を受理したときはこれを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、助成事業者に対し、事業内容変更承認書兼交付決定変更通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成事業の中止又は廃止）

第14条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び助成事業の遂行状況を記載した書類を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告書）

第15条 助成事業者は、助成事業の完了後、速やかに実績報告書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第16条 理事長は、前条の実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に助成金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（助成金の交付）

第17条 助成事業者は、決定通知書により通知を受けたときは、助成金交付請求書兼振込口座指定通知書（様式第8号）を、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定に基づき助成事業者から請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消又は返還）

第18条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、

又は変更することができる。

- (1) この要綱又は理事長の指示に違反したとき。
- (2) 助成事業者が、この助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業に関して、不正又は不適正な行為をしたとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 理事長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業者に通知するとともに、既に当該取り消した部分について助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 助成事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を理事長に提出しなければならない。

理事長は、提出された報告書に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 助成事業者は、前条第2項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(総額又は端数が100円未満の場合を除く。)を財団に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第2項の規定により助成金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(総額又は端数が100円未満の場合を除く。)を財団に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第20条 理事長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 理事長は、第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金を計算するものとする。

(財産の使用、管理及び処分の制限)

第22条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産とする。)を、助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下、「省令」という。)により定められた年数を経過した財産、単価が1万円未満のものは、この限りではない。

3 助成事業者は、省令により定められた年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、除却申請書(様式第9号)によりあらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の経理)

第23条 助成事業者は、助成対象事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して

助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の支出について、その内容を証する書類を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(現地調査等又は報告)

第24条 理事長又はその指定する者は、必要に応じて、助成事業者における財団の助成金に係る事業に関する状況について、現地調査等を実施すること又は助成事業者に報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定に基づく現地調査等の実施又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(協力)

第25条 助成事業者は、助成事業が完了した年度の次の会計年度から2年間については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第8条の23第1項に規定する地球温暖化対策報告書を東京都知事に提出するものとする。その他、東京都が実施する広報、調査等に学校運営に支障のない範囲内で協力するものとする。ただし、省エネ法により特定事業者の指定を受けている学校（園）はこの限りではない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は専務理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和4年6月27日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和6年6月26日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 助成対象経費

助 成 対 象 経 費
①設計費 助成事業の実施に必要な設計に要する経費
②設備費 助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等の購入、設置・据付等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
③工事費 助成事業の実施に必要な工事に要する経費（ただし、既存学校施設等の改修費等に相当するものを除く。）
④運搬費 助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等に係る運搬搬入費
⑤撤去及び処分費 助成事業の実施により発生した既存設備等の撤去及び処分に要する経費
⑥その他本助成事業の実施に際し、特に必要と認められる経費

別表2 助成対象経費限度額・助成金交付限度額・助成率

対象となる助成金	助成対象経費限度額	助 成 率
空調設備 導入費助成金	1校（園）あたり 5,000万円 ※ただし、上記の金額を超える大規模な工事等の 場合は1億円	助成対象経費の 2/3以内
LED等 導入費助成金	1校（園）あたり 1,500万円	助成対象経費の 2/3以内